

◎新潟県訓令第3号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第2条関係）</b>                      (1)～(6) （略）                      (7) <u>児童相談所及び女性相談支援センター</u>における相談及び一時保護の業務                      (8) 新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務                      (9) <u>環境対策課愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u>、佐渡トキ保護センター、農業総合研究所畜産研究センター及び妙法育成牧場における動植物の飼育管理業務                      (10)～(13) （略）</p>	<p><b>別表（第2条関係）</b>                      (1)～(6) （略）                      (7) <u>児童相談所及び女性福祉相談所</u>における相談及び一時保護の業務                      (8) <u>コロニーにいがた白岩の里</u>、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務                      (9) <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u>、佐渡トキ保護センター、農業総合研究所畜産研究センター及び妙法育成牧場における動植物の飼育管理業務                      (10)～(13) （略）</p>